



# 島根県報

令和3年10月19日（火）

号外 第 119 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始（2件）

（道路維持課） 2

**告 示****島根県告示第625号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	多伎江南出雲線	出雲市知井宮町1442番2地先から同町1430番13地先まで	メートル 74.10	令和3年 10月19日	出雲県土整備 事務所	

## 島根県告示第626号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川平停車場線	江津市松川町下河戸522番1地先から同地先まで	メートル 23.00	令和3年 10月19日	浜田県土整備 事務所	